

1945 年来日前の赤十字国際委員会代表 マルセル・ジュノー博士による人道活動について

--- 日本国内史料をもとにして ---

大 川 四 郎

目 次

1. はじめに
2. 本稿で援用する史料について
3. エチオピア戦争
4. スペイン内乱
5. 「赤十字国際委員会代表の任務について」
6. おわりに

1. はじめに

筆者は、かつて第2次世界大戦末期の赤十字国際委員会（以下、ICRC と略）駐日首席代表マルセル・ジュノー博士の評伝を翻訳した⁽¹⁾。拙訳でも叙述されているように、第2次世界大戦中の主戦場ほとんどでの救恤活動に博士は従事している。そのようなことから、ジュノー博士による手記『第三の兵士——アビシニアのイベリットからヒロシマの原爆まで』は、国際人道法史上、貴重な記録として読み継がれている⁽²⁾。

我が国において、マルセル・ジュノー博士は、被爆直後の広島に初めて組織的な救恤活動を実施し、1950年代末の再来日の際、在日朝鮮人の帰還問題解決に尽力したことで、有名である。そのため、マルセル・ジュノーという名は、

1945 年になって初めて日本現代史に登場したと思われがちである。しかし、実際のところ、第 1 には、第 2 次世界大戦前であって、既に博士の名とその活動とは、日本政府そして日本赤十字社（以下、日赤と略）幹部らの知るところとなっていた。そして、第 2 には、国際人道法史上の重要な転換までもが、この時に日本へ伝わっていたのである。第 3 には、来日前に、博士は既に ICRC 代表としての豊富な国際経験を積んでいたからこそ、ジュネーヴ条約上の明文の規定を欠いたままであれ、被爆後の広島への人道支援に迅速に対応し得たのである。

以下では、これらの 3 点につき、日本国内で保管されている史料をもとに、論じていくことにする⁽³⁾。

2. 本稿で援用する史料について

本稿で援用する史料の所蔵先は 2 ヶ所である。

その 1 つが、日本赤十字豊田看護大学図書館「赤十字史料室」である。ここには、明治 10 年（1877 年）に「博愛社」として発足し、「日本赤十字社」と改称された日赤の、創立から主として第 2 次世界大戦直後までの膨大な旧社内文書が、保存され、一般へ公開されている⁽⁴⁾。この史料群をもとにして、研究論文集が編まれている⁽⁵⁾。筆者も、この史料の一部を使い、ICRC 初代駐日代表となったフリッツ・パラヴィチーニについて、小稿をまとめ、また編訳書として一書を上梓したことがある⁽⁶⁾。

実は、この史料群の一部に、第 2 次世界大戦前のジュノー博士の人道活動を伝える簿冊が 2 点ある。その 1 点が、「エチオピア関係自昭和十 至同十一」（以下、簿冊「エチオピア関係」と略）⁽⁷⁾である。残る 1 点が、「西班牙内乱 昭和十一、十二年、十四年」（以下、簿冊「西班牙内乱」と略）⁽⁸⁾である。以下の行論は、これら 2 点の簿冊に収録されている史料に依拠している。これらの史料のうち、当時の外務省から日赤に宛てられた公文書が含まれている。本来ならば、これに対応する写しを外交史料館で閲覧し、裏付けをとるべきであった。遺憾ながら、今回は、時間の制約により断念せざるを得なかった。他日を

期したい。

もう 1 つの史料所蔵先が、日本赤十字社本社「赤十字情報プラザ」（以下、情報プラザと略）である。日本赤十字社が特殊法人であるため、情報プラザ内で保管されている図書等のデータはインターネット上で公開されていない。このために、『赤十字国際雑誌』（Revue internationale de la Croix-Rouge - Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge）のバックナンバー一式がここに所蔵されていることが知られていない。この雑誌は、国際人道法、国際赤十字活動について啓蒙し、ICRC そして各国赤十字社の活動を伝えている。当初、ICRC が自ら編集を担当していたが、最近では、ケンブリッジ大学出版局との共同作業になっている。世界各国の赤十字社のうち、1869 年の創刊号以来のバックナンバーを包括的に所蔵している社は、極めて稀だという⁽⁹⁾。国会図書館の総合目録データベースを検索しても、日本国内の大学図書館では、第 2 次世界大戦以後のバックナンバーが、それぞれ部分的に所蔵されているに過ぎない。

実は、『赤十字国際雑誌』第 292 号（1943 年 4 月号）に、ジュノー博士の講演の一部が翻刻収録されている。その内容は、エチオピア戦争より第 2 次世界大戦初期までの ICRC 代表としての自らの任務を回顧したものである。この号自体は、おそらく、戦時中であったためか、当時の日赤本社には届いておらず、戦後になって収書保管されるに至っている⁽¹⁰⁾。したがって、この講演の内容は、当時の日本に伝わってはいないと筆者は判断している。

3. エチオピア戦争

前掲簿冊「エチオピア関係」の中には、1935 年にイタリア軍の侵略により勃発したエチオピア戦争に関し、当時の ICRC と日本赤十字社との間でやりとりされた交信記録と、これに関係する日赤内部文書等とが一括して綴じこまれている。

1934 年 12 月 5 日、イタリア領ソマリアとの国境に近いエチオピア領内に所在する給水地ウルワル（Ual-Ual）の帰属をめぐり、イタリアとエチオピアと

の間で紛争が生じた。これを口実に、翌 1935 年 10 月 2 日、ムッソリーニ政権下のイタリア軍がエチオピアへの軍事侵攻を開始した。こうして生じたのがエチオピア戦争である⁽¹¹⁾。

圧倒的に優勢なイタリア軍の前に、エチオピア軍は敗退を重ねた。その結果、多数のエチオピア兵が負傷し、その治療に必要な医薬品等が欠乏することになった。急遽、1935 年 7 月 15 日にエチオピアはジュネーブ条約に加盟した。そして、エチオピア赤十字社が設立された。しかし、発足まもないエチオピア赤十字社には、人的組織のみならず、医薬品等の備蓄もなかった。そこで、エチオピア赤十字社は ICRC を通じて、各国赤十字社へ援助を要請した。

こうして、1935 年 10 月 14 日付で、ICRC は各国赤十字社そして日赤に通牒第 320 号附録 (Annexe à la 320^{me} circulation) を配信した。極秘指定となっているこの通牒の中で、ICRC は、エチオピア赤十字社からの緊急援助要請文を引用する形で、エチオピアへの人道支援を、各国赤十字社に求めた。他方、ICRC 独自の対応として、「ICRC 代表の任務」(Mission du Comité international de la Croix-Rouge) と題し、以下のような具体的措置を述べている。

ICRC 事務局員シドニー・H・ブラウン氏、および外科医マルセル・ジュノー博士は、ICRC からエチオピア赤十字社へ派遣されることとなり、1 週間後にアジス・アベバに向けて出発する予定である。両名は今月 24 日に、マルセイユにて汽船「シャンティリー」号に乗船し、11 月 3 日にジブチに到着する見込みである。ICRC の当代表らは、当国際委員会に対してエチオピア赤十字社への寄付を託すことを希望する各国赤十字社からの要望に、応じる用意である。しかしながら、ICRC は、状況の変化、必要に応じ、当代表らの旅程および渡航方法を変更し、航空機を使用する可能性がある。もしも、航空機を使用する場合には、衛生物資を搬送できる余地が減るのであろう。当代表らへの協力を希望される各国赤十字社があれば、ICRC は、電報により、連絡を取り合うこととしたい⁽¹²⁾。

続いて、同年 10 月 25 日付で、各国赤十字社そして日赤に通牒書第 3 号

1945 年来日前の赤十字国際委員会代表マルセル・ジュノー博士による人道活動について

(Feuille de Renseignements No 3) を配信している。同様に極秘指定となっているこの通報書では、エチオピア赤十字社からの懇請に対応し、ブラウン、ジュノー両代表の任務を、更に具体的に伝えている。

ICRC 事務局長 S・H・ブラウン氏及びジュノー医師、いずれもスイス市民であるが、両者は 10 月 23 日にジュネーヴを出発し、10 月 24 日出帆のメサジェリー・マリチーム会社の汽船「シャンティリー」号でエチオピア国へ向けて出発した。両者は 11 月 3 日ジブチーに着する予定である。両者は「シャンティリー」号上にて、スウェーデン赤十字社代表団主任医師ヒランダー氏と合流する予定である。同氏は、同国赤十字社代表団よりも数日先んじて出発している。

ブラウン氏及びジュノー医師とは、32 箱から成る医薬品、衛生用品、スイス赤十字社からの寄付（その内訳は、とりわけでも、包帯 6000 巻、モルヒネ、キニーネ、コラミン、ヨードチンキ、エノチン、クロロフォルム等である）を携えて、ジュネーヴを出発した。以上の調達品に加えて、10 月 23 日付のランビー医師からの要請電報に答えるべく、マルセイユにて、ジュノー医師は以下の物品購入を追加した。すなわち、腸線、手袋、縫合針、注射器等である⁽¹³⁾。

おそらく、以上が、マルセル・ジュノーの名を我が国に伝えた第一報と見てよいであろう。なぜならば、ジュノーは、ジュネーヴ大学医学部を卒業後、フランス領ミュールーズ市内の病院で臨床研修（インターン）中であり、職業人としての第一歩をようやく踏み出したばかりだからである⁽¹⁴⁾。ブラウン、そしてジュノーが、エチオピアで取組んだ主たる任務とは、医療活動に必要な物資・情報を提供し、発足間もないエチオピア赤十字社を支援し、両交戦当事国がジュネーヴ条約を遵守しているかどうかを監視すること、であった⁽¹⁵⁾。

このような報に接し、日赤側はどのように受けとめたのであろうか。当時の社内文書調外第八〇号⁽¹⁶⁾は次のように伝えている。

昭和十一年三月 日起按 月 日履行

調外第八〇号

社長（徳川）家達捺印，副社長徳川（（囿順）署名・中川（望）署名，調査部長井上（円治）捺印，庶務部長早川（清）捺印，秘書課長今野（長二郎）捺印，救護部長久我（亀）捺印，経理部長南條（寿）捺印，外事係主任島津捺印，用度係主任小林捺印

赤十字国際委員会へ特別醸金二関スル件

伊工紛争ニ関シ，赤十字国際委員会八法学博士シドニー・ブラウン氏及医学博士マルセル・チュノー^{ママ}氏ヲエチオピア国ニ派遣中ノ処，同氏等ハ克ク其ノ任務ヲ遂行シ全世界ノ赤十字ノ為貢獻スル所大ナルモノ有之候。国際委員会ノ収入ハ為替相場ノ変動等ノ為ニ多大ノ減少ヲ為シツツアルコトハ，第十五回赤十字国際会議ニ於ケル報告ニ鑑ミルモ明瞭ナル次第ニ付，此際少ナクトモ右派遣員ノ経費並其ノ電報料ノ負担ヲ軽減スル為，同委員会ニ若干ノ金額ヲ寄贈スルハ時宜ニ適スル処置ト被考候ニ付，同委員会ニ對シ特別ノ醸金トシテ金貳千円寄贈相成可然乎⁽¹⁷⁾。

共に派遣されたシドニー・ブラウンと「医学博士マルセル・チュノー^{ママ}」のエチオピアでの活動が「全世界の赤十字」に大きく貢献しているとして、「経費」および「電報料」の負担を軽減するために、2,000 円の特別醸金を送金することを、日赤首脳部で審議している。おそらく、ジュノーの名を記した日本側公文書としては、これが最初であろう。

次いで、この件は、名誉総裁である皇族に上申した後、主務官庁である陸海軍、外務三大臣に諮られ、諒承を受けている⁽¹⁸⁾。当時の社内文書調外第一〇一号は次のように伝えている。

昭和十一年三月二十一日起按 四月二十二日履行

調外第一〇一号

1945 年来日前の赤十字国際委員会代表マルセル・ジュノー博士による人道活動について

社長（徳川）家達捺印，副社長徳川（（囿順）署名・中川（望）署名，調査部長井上（円治）捺印，庶務部長早川（清）捺印，秘書課長今野（長二郎）捺印，救護部長久我（亀）捺印，経理部長南條（寿）捺印

赤十字国際委員会へ特別醸金二関スル件

本件実施ニ付，皇后陛下，皇太后陛下，総裁殿下ニ言上，陸海軍外務三大臣ニ申報可相成哉。

案

昭和十一年 月 日 社長

皇太后大夫 公爵 廣幡 忠隆
皇太后宮大夫事務取扱 大谷 正男
閑院宮附宮内事務官 谷口 利三郎
外務大臣 有田 八郎
陸軍大臣 伯爵 寺内 寿一
海軍大臣 永野 修身

宛各通

赤十字国際委員会へ特別醸金二関スル件

伊工紛争ニ関シ，赤十字国際委員会ノ任務ヲ帮助シ其ノ派遣員並各国赤十字ニ対スル通信等ニ関スル諸経費ノ負担ヲ軽減スル為，同委員会ニ金貳千円ヲ寄贈スルコトトシ，赤十字国際委員会ニ送達致候。

陸海軍外務三大臣（此段申報候也）

大夫及事務官（右可然御執啓被下度此段御依頼申進候也）⁽¹⁹⁾

更に，徳川家達日赤社長の名で，ICRC 委員長マックス・フーバーに宛てて

次のような内容のフランス語書簡が送られている。

東京，1936年4月21日

拝啓 1936年2月10日付のICRC通牒第384号を有難く拝受しました。

イタリア・エチオピア紛争勃発以来，貴委員会によって払われた御尽力は，各国姉妹赤十字社が高く評価しています。とりわけでも，貴委員会の代表として派遣されているS・ブラウン，マルセル・ジュノー両氏の貢献ぶりは既に広く知られているところです。

両氏の任務を遂行するための電報費用およびその他の諸経費を支援すべく，些額ではありますが，私どもは，横浜正金銀行発行第1146号の2,000円分小切手を同封によりお届けします。よろしく御査収下さい。敬具

日本赤十字社社長

徳川 家達⁽²⁰⁾

簿冊「エチオピア戦争」所収の書類の中でジュノーの名が言及されているものは，これが最後である。と当時に，この簿冊所収の書類を閲覧する限りでは，日本側の対応は，特別醸金の支出に止まっている。

他方，アビシニア高原での戦闘が激化し，国際人道法上の違反行為がイタリア，エチオピア両交戦当時国側に生じた。第1には，捕虜虐待である。開戦直後に赤十字社を開設しただけに，エチオピアは「捕虜の待遇に関する1929年7月27日のジュネーブ条約」に加盟していなかった。第2には，1925年の「毒ガス等の禁止に関する議定書」に違反して，イタリア軍がイペリットガスを使用したことである。これらの事態に関し，ブラウン，ジュノーは，それぞれ，現地からジュネーブに宛てて，多数の電報や，長文の報告書を送っている。しかし，1936年5月5日，エチオピアの首都アジスアベバが陥落し，戦闘は終結した⁽²¹⁾。これにより，2名のICRC代表の任務も終わった。

4. スペイン内乱

1936年7月17日、スペイン領モロッコの兵営に駐屯するフランコ將軍は、その指揮下の部隊を率いて、当時の共和政府に叛乱を起した。フランコ將軍率いる国民戦線軍は、スペイン本土に上陸すると、各地の拠点を相次いで陥落させた。これに抗して、共和政府は全土に緊急事態を宣言した。そして、一般民衆に武器を供給して、民兵軍を編成し、共和国防衛を呼びかけた。その結果、同一国家でありながら、スペインは、マドリードに首府を置く共和政府側と、ブルゴス、セビリアに拠点を置く国民戦線側とに分かれて、一般民衆までもが戦闘員として、戦火を交える内乱状態に入った。これがスペイン内乱である。

戦争となると、負傷者が出るのが常である。その救護のためには人道活動が必要となる。共和政府側では、旧王制下でのスペイン赤十字社を継承した。他方、これに対抗して、フランコ派勢力圏内でも、赤十字組織が新たに設立された。

エチオピア戦争は、エチオピアとイタリアニヶ国間の武力紛争であり、被害者の大半が戦闘員であったから、ジュネーブ条約をそのまま適用することができた。これに対して、スペイン内乱では、交戦当事者が、国同士ではなく、「政府側」、「反政府側」という二つの国内勢力であり、国内が戦場となるから、被害者は戦闘員だけでなく、一般人にまでも及んだ。更に、「政府側」、「反政府側」それぞれが独自の赤十字社を立上げ、その正当性を主張してゆずらなかった。当時のジュネーブ条約が前提としている紛争の範囲を超えている。ところが、ジュネーブ条約の改正は、直ちにできることではない。

そこで、1936年8月21日付で、ICRCは、日赤をも含めた各国赤十字社中央委員会に宛てて通牒第329号を配信した。そして、次のように呼びかけた。

この数日来、各国赤十字社から ICRC に対して、「スペインでの幾多の悲惨な諸事態に鑑み、いかなる態度を取るのが妥当であるか」について、照会してきている。更に、このうちの幾社かは、ICRC の現下における姿

勢を知りたいとさえ要請してきている。

まずもって、ICRCは、1921年の第10回赤十字国際会議で採択された第14号決議について、各国赤十字社の注意を喚起せねばならない。なお、当該第14号決議の写しを、当通牒に添付しておく⁽²²⁾。

ICRCが通牒第329号に添付した第10回赤十字国際会議（1921年）第14号決議とは次のようなものである。

第14号決議「内戦について」

一般諸原則

第 原則 あらゆる政治的・社会的勢力、宗教、人種、階級、民族を超えて、赤十字は、内戦、社会的・革命的混乱に際し、進んで人道的活動を実施する権利と義務があることを、主張する。

赤十字は、内戦ないしは前項の諸混乱のあらゆる被害者は、赤十字の一般諸原則に則り、人道支援を受ける権利を有することを認める。

第 原則 内戦が勃発した国において、まずもって最も包括的に、被害者救恤上の諸要請に対応すべき義務を負うのは、当該国内赤十字社である。この目的のため、当該赤十字社は、あらゆる被害者のため、極めて公平に活動せねばならない。

第 原則 当該国内赤十字社が、自社だけでは救恤上の諸要請に対応できないと判断する場合、当該赤十字社は、諸外国赤十字社に救恤要請を為すべきである。その場合には、以下の一般原則に則らなければならない。

a) 国外への救恤要請を、交戦状態にある当事者は、いずれの側からであれ、為すことができない。内戦状態にある当該国の国内赤十字社のみが、国外への救恤要請を為すことができる。当該国内赤十字社がそうした要請を為すべき先は、ICRCである。

b) ICRCは、内戦中の当該国政府の同意の下に、国外からの救恤諸機関に要請することにより、救恤活動を組織する。

もし当該国政府が前項b号に定める同意を拒む場合、ICRCは、これに

関係する書類をもとに、一連の諸事実を開示するものとする。

例外事案

第 事案 当該国内赤十字社が解散されているか、又は、当該国内赤十字社が、その機能を喪失していることにより、若しくは、自らの意思で、国外への救恤を要請せず、又は、ICRC を介してもたらされた救恤の申出を受容れない場合であり、かつ、内戦により引き起こされ、軽減されない苦痛が、緊急の救恤活動を必要とする場合、ICRC は、次の権能と義務を有する。すなわち、他国国内赤十字社に権限を委譲した上で、当該国政府当局に対し、必要とされている救恤品を受容れ、かつ、完全に自由な状態で、配分すべきことを申入れるという権限と義務である。もし、内戦状態にある当該国政府当局が、このような救恤を目的とした、ICRC からの介入を拒むのであれば、ICRC は、これに関係する書類をもとに、一連の諸事実を開示するものとする。

第 事案 内戦が勃発した当該国内において、政府機能そして国内赤十字社が完全に解散されている場合、ICRC は、状況が許す限りにおいて、当該国内における救恤活動を組織し実施する権限を有する。

決議

第 1 条 第 10 回赤十字国際会議は、以上の諸提案を採択し、これらの諸提案を各国赤十字社が検討すべきことを勧告する。

第 2 条 第 10 回会議は、ICRC との合意の下、総ての各国赤十字社が、全世界において良識ある公的意見を形成するために、以下のことを強く喧伝すべきであると表明する。すなわち、赤十字は完全に公平であることを認識する。このことを認識することにより、赤十字は、全世界において、いかなる場合においても、いかなる例外なく、当事者・宗教・階級・個人の違いに関わりなく、全人類からの信頼と親愛を享受することができるのだ、ということ。こうしたことは、内乱の際にも、赤十字がその任務を達成し、かつ、赤十字諸原則の違反に対する最も確実な保障を確保するに

あたり、不可欠な条件である。

第3条 第10回赤十字国際会議は、上掲の諸規定に則り、内戦に際しての救恤活動に介入する権限を、ICRCへ賦与する。

第4条 内戦が勃発した総ての諸国での悲惨な経験に基づき、第10回赤十字国際会議は、全世界の諸国民、各国政府、政治的・民族的等々のあらゆる団体に対して、内戦状態といえども国際法違反は正当化され得ないこと、国際法はいかなる対価を払ってでも遵守されるべきであることにつき、注意を喚起する。

第5条 第10回会議は、政治的目的で人質を取ることを非難すると共に、家長および家族成員が策謀をはたらいたことを理由として、当該家族、特に子供に責任を追及すべきではないことを主張する。

第6条 第10回会議は、内戦が勃発した当該国において、捕虜および被抑留者がしばしば際限もない苦境に置かれていることを遺憾とすると共に、内戦中の政治犯は、1907年ハーグ条約の起草者らが前提とした諸原則に従って、考慮しかつ取扱うべきことと看做す⁽²³⁾。

要するに、第10回赤十字国際会議の趣旨は、「ある国において内戦が起こって多数の被害者が出、しかも、その国の赤十字社が機能していない時など、ICRCは救援のために直接介入できる」という点にある。その背景となったのは、赤十字運動が始まって以来、1917年の十月革命後の旧ソ連国内で起きた内戦に至るまで、ジュネーヴ条約上の明文の規定を欠き、一国の内戦時に赤十字が人道介入を為し得なかったことへの深刻な反省である⁽²⁴⁾。もっとも、当時の日赤文書「調外第二五六号」欄外余白には「外務省ノ意見トシテハ、スペインノ闘争ハ内乱ナレバ、余リ深ク関係セザルヲ可トスル」、「陸軍省ノ幹部ハ出張中ニ付其ノ意見ヲ知ル能ハザリシモ鎌田囑託、外務省ト大体同一ノ私見ヲ述ベラレタリ」⁽²⁵⁾とのメモ書きが残っている。つまり、当時の日赤幹部、日本政府も事態を静観している。しかし、ICRCが一国の内戦状態に人道介入できるとしたことは、国際人道法上の重大な転換を意味する。なぜならば、交戦当事国間の武力紛争を対象としていたジュネーヴ条約の適用範囲を大きく拡大する

1945 年来日前の赤十字国際委員会代表マルセル・ジュノー博士による人道活動について

ことになったからである。更に、この趨勢は、1949 年のジュネーヴ諸条約の中で、内戦にも国際人道法が直接適用されることを規定した、共通第 3 条へと沿革的につながっていくであろう⁽²⁶⁾。

そして、ICRC 通牒第 329 号は、次のようにジュノー博士の起用について言及している。

他方、現下の情勢において赤十字が実施し得る人道活動について、現地
で精確な情報をできるだけ迅速に収集したいとの強い意向から、当国際委
員会は、ジュノー博士をスペインに派遣することを決定した。なお、同博
士は、エチオピアにおける近時の任務を終えたばかりである⁽²⁷⁾。

1936 年 9 月 7 日、副委員長 G・パトリ (Patry) の名で ICRC は日赤中央
委員会に宛てて、次のような援助要請文を送ってきている。

1936 年 9 月 7 日ジュネーヴ市
ローザンヌ通モアニエ邸
航空便

東京市芝公園、日本赤十字社中央委員会御中

拝啓

当国際委員会通牒第 329 号に基づき、当国際委員会は目下スペインで活
動中の当委員会代表ジュノー博士による報告を、機密指定にて、貴委員会
に送付します。今月 5 日 (土曜日) に (共和国政府側) マドリードから
ジュネーヴに到着したジュノー博士は、本日、(国民戦線側) ブルゴスに
向けて出発します。旧政権とジュノー博士との間で締結された合意につい
ての承認が在マドリードの新政府から到着次第、かつ、在ブルゴスの (国
民戦線側) 軍事評議会議長が同趣旨合意を承認次第、ICRC は、スペイン
国内の両内戦当事者圏内における人道活動を推進することを目的として、
各国赤十字社に向けて支援を要請する予定です。事態の緊急性に鑑み、諸

条件が整うのを待つまでもなく、当国際委員会は、御社に対し、当国際委員会の具体的活動について御連絡いたしました次第です。つきましては、御社が当国際委員会に御協力いただけるのか、もしそうであれば、どのような条件で御協力下さるのかを、御通知下さるようお願いいたします。為すべき救恤活動は膨大です。各国赤十字社からの御協力があってこそ、救恤活動の実施が可能でありましょう。当国際委員会がマドリード、バルセロナ、ブルゴス、セヴィリアに派遣を予定している代表らが、重要な救恤物資を、寄贈各国赤十字社の名において、それぞれの任地で、配分することになるはずです。マドリードおよびバルセロナの（共和国政府側）赤十字によって作成されたリストにより、最も必要とされている物資が何であるかがおわかりのはずです。同様のリストが、もう一方の側（＝国民戦線側赤十字社）からもおそらく出されることでしょう。

御社の御意向を可及的速やかに御連絡下されば、幸甚です。スペイン国内における人道活動支援のために、御社ではキャンペーンを実施することができのでしょうか。仮にそのようなキャンペーンを実施なさるとしても、その結果を待つことなく、救恤金であれば、どのくらいの金額を、どのような救恤品を、または、どのような人員を、当国際委員会に用立てることができると、御社ではお考えでしょうか。敬具（括弧内は引用者）

副委員長

G・パトリ博士（署名）⁽²⁸⁾

この書簡から約2週間後、外務省経由電報で日赤在欧派遣員から日赤本社宛に次のような連絡が寄せられている。

條二普第二一九七号

昭和十一年九月十五日

外務次官 堀内謙介

日本赤十字社社長公爵 徳川家達殿

西班牙国内乱二対シ国際赤十字連盟ノ救援ニ関スル件

1945 年来日前の赤十字国際委員会代表マルセル・ジュノー博士による人道活動について

本件ニ関シ、今般在仏帝国大使館經由山内貴社派遣員ヨリ別紙写ノ通來電アリタルニ付、右写茲ニ送付ス。

本省 九月十二日 着
在仏 佐藤大使

有田外務大臣

徳川赤十字社長へ山内ヨリ左ノ通

西班牙内乱ニ対スル国際赤十字機関最近ノ行動ニ関シテハ数日前報告済ノ
処、「ドクトル、デュノー」先ツ西班牙政府及赤十字社ニ対シ国際赤
十字機関ノ援助ヲ受クルコトヲ勸メ、叛軍側ニモ同様勸告ヲ為シ、共ニ承諾
ヲ得タルヲ以テ、赤十字連盟モ協カスルコトトシ、一兩日中ニ国際委員会
ヨリ西班牙救援ノ通電ヲ各国赤十字社ニ対シ発スル筈。委員会八人の方面、
連盟八物的方面ヲ受持チ救援事業ノ出先本部ハ「サン、ジュアン、リュッ
ツ」ニ置クコトトナルヘシトノコトナリ (了)⁽²⁹⁾。

以上 2 件の要請を受け、パトリ書簡に添付されている諸資料を翻訳検討の上、
日赤首脳部は、次のような方針を決定した。

昭和十一年十月十六日起按 十月十六日履行

調外第二六四号

社長 (徳川) 家達捺印, 副社長中川 (望) 捺印, 調査部長井上 (円治) 捺
印, 経理部長南條 (寿) 捺印, 庶務部長早川 (清) 捺印, 秘書課長今野
(長二郎) 捺印, 外事係主任島津捺印, 代理堤捺印

西班牙内乱ニ依ル犠牲者ニ対スル救護費寄贈通知電報案

昭和十一年十月十六日 社長

赤十字国際委員会委員長

マックス・フーバー 宛

西班牙犠牲者ニ対スル救護費トシテ金貳千円, 貴会事務費トシテ金壹千円

寄贈ス⁽³⁰⁾。

すなわち、救援金として金3,000円をICRCに宛てて送金することとした。内乱でスペイン国内が混乱をきたしているためであろうか、援助金を送付するにあたり、日赤は外務省に便宜提供を求めている。すなわち、

昭和十一年十月十九日起按 十月二十八日履行

調外第二六五号

社長（徳川）家達捺印，副社長徳川（囿順）署名，副社長中川（望）捺印，調査部長井上（円治）捺印，経理部長南條（寿）捺印，外事係主任島津捺印

西班牙内乱ニ依ル犠牲者ニ対スル救護費送金方依頼案

昭和十一年十月二十八日 社長

外務次官 宛

西班牙内乱ニ依ル犠牲者ニ対スル救護費送金方二関スル件

今回ノ西班牙ニ於ケル内乱ノ惨害ハ頗ル甚大ニシテ，多数ノ犠牲者ニ対スル救護十分ナラズ。人道上看過シ能ハサル状況ナルニ付，赤十字国際委員会ハ大規模ノ国際的援助ヲナスコトヲ必要ナリト認め，各国赤十字社ニ対シ同文通牒ヲ以テ，其ノ情况ヲ齎スト共ニ援助方ヲ要請致来リ候ニ付，在ジュネーヴ赤十字国際委員会ニ対シ，救護事業援助ノ為，救護費トシテ金貳千円，事務費トシテ金壹千円，合計金參千円，寄贈スルコト、相成候処，右寄贈金ハ，乍御手数便宜在瑞西帝國公使館經由交付セラル、様御取計願上度。安田銀行小舟町支店小切手額面^{金ママ}參千円壹通封入此如御依頼申進候。敬具⁽³¹⁾

続いて、エチオピア戦争の時と同様に、名誉総裁である皇族に上申後、主務官庁である陸海軍、外務三大臣に諮り、諒承を受けている。

昭和十一年十月 日起按 十月二十九日履行

調外第二六七号

社長（徳川）家達捺印，副社長徳川（囿順）署名，副社長中川（望）捺印，
調査部長井上（円治）捺印，庶務部長早川捺印，経理部長南條（寿）捺印，
秘書課長今野捺印，外事係主任島津捺印

西班牙内乱ニ依ル犠牲者救護事業援助ノ為赤十字国際委員会ニ対シ救
護費寄贈ニ関スル件

本件ニ関シ左案ノ通り，皇后陛下，皇太后陛下，総裁殿下へ言上，陸海軍，
外務三大臣へ，申報可相成乎。

按

昭和十一年十月二十八日 社長

皇后宮大夫 候爵 廣幡 忠隆

皇太后宮大夫 大谷 正男

閑院宮附宮内事務官 谷口 利三郎

外務大臣 有田 八郎

陸軍大臣 伯爵 寺内 寿一

海軍大臣 永野 修身

宛各通

西班牙内乱ニ依ル犠牲者救護事業援助ノ為赤十字国際委員会ニ対シ救
護費寄贈ニ関スル件

西班牙ニ於ケル内乱ノ惨害ハ頗ル甚大ニシテ，多数犠牲者ニ対スル救護十
分ニ行ハレス。人道上看過シ能ハサル状況ナルニ付，赤十字国際委員会ハ
大規模ノ国際的援助ヲナスコトヲ必要ナリト認め，各国赤十字社ニ対シ，
屢々其ノ情况ヲ齎スト共ニ援助方ヲ要請シ来リ。国際委員会ハ，既ニ西班
牙ノ各地ニ於テ活動ヲ開始シタルノミナラズ，独立ノ情報局ヲ設置スル等，
其ノ事務費モ亦多額ヲ要スルヲ以テ，各社ノ釀金ヲ期待致居候ニ付，本社
モ之ヲ援助スル事トシ，差当リ救護費トシテ金貳千円，赤十字国際委員会

ノ事務費ノ負担ヲ輕減スル為金壹千円、合計金參千円ヲ寄贈スルコトヽシ、
外務省經由送達ノ手續ヲ了シ候ニ付、
大夫及事務官 可然御執啓被下度、別紙關係書類相添以テ御依頼申進候也。
陸海軍、外務三大臣 別紙關係書類相添此如申報候也。
(日文通牒第三二九号、第三三〇号訳文、原文添付 外務省八原文ノミ)⁽³²⁾

以上のように、日本側の対応は、エチオピア戦争時と同様に、救護費送金に止まっている。第一次世界大戦中、日本参戦後、日赤から救護班がヨーロッパ戦線にまで派遣されたことと比べ⁽³³⁾、日本の人道貢献が大きく後退していることは否めない。国内で、1936年中、二・二六事件が起こり、日独防共協定が締結されるなど、日本が国際的に孤立していく趨勢が背景にあるであろう。

この間、内乱中のスペインにおいて、ジュノーの任務とは、第10回赤十字国際会議第14号決議の趣旨に沿い、救恤活動を実施することであった。対立し合う共和国政府側と国民戦線側それぞれの本拠地であるマドリード、ブルゴスを訪ね、代表者らと粘り強く話し合いを進めた。そして、共和国政府側ではマドリードおよびバルセロナに、国民戦線側ではブルゴスおよびセヴィリアに、ICRC代表部を置くことにつき、両当事者側からの合意を取り付けた。各代表部には2名の代表を置き、ジュノー博士自らは統轄代表 (délégué général) として、救恤活動全般を采配した。そして、各国赤十字社から寄せられた救恤品・救恤金は、共和国政府側赤十字社、国民戦線側赤十字社、いずれにも、分け隔てなく、公平にかつ迅速に配送できるように努めた。また、各代表部には情報局が併設された。ここを拠点として、戦闘員、非戦闘員の行方不明者の安否消息が留守家族に提供された。更に、捕虜交換、政治犯の解放や、内乱勃発により足止めされていた婦女子の帰郷への便宜が図られた⁽³⁴⁾。このような錯綜した業務は、1939年4月に、国民戦線側がスペイン全土を軍事的に制圧することにより、終了した。

5. 「赤十字国際委員会代表の任務について」

スペイン内乱の終結により、ICRC 統轄代表としての任務が終った。これにより、ジュノーはジュネーヴに帰還した。しかし、同年 9 月にドイツ国防軍のポーランド侵攻により第 2 次世界大戦が始まった。ICRC の要請で、ジュノーは再び ICRC 代表の仕事に復帰した。すなわち、ドイツ国内のポーランド兵捕虜収容所の視察に始まり、1943 年に ICRC を引退するまで、ドイツ、ベルギー、フランス、イギリス、ギリシア、スカンジナビア、トルコに赴き、国際人道活動に従事した。ギリシアでは、飢餓に直面する一般人のために、大規模な食料供給支援を組織した。エチオピア戦争勃発時から起算すると、その活動期間は実に 7 年 6 ヶ月におよぶ⁽³⁵⁾。これだけの期間にわたり、ICRC 代表の仕事に奔走したことは、臨床医としての経験を重ねる機会を失うことにほかならない。その点では、本来、外科医を目指していたジュノーにとり、不本意なことであった。しかし、反面、このことは、国際人道法の熟練した担い手の誕生を意味した。

1943 年 3 月 29 日、ICRC 代表の職を辞任し、スイス国民保険協会ジュネーヴ地区の事故・労災対応専門医としてスタートする前にあたり、ジュノーは、「ICRC 代表の任務について」と題して、講演をしている。以下のとおりである。

(前略) 第 1 に、代表が留意すべきは、収容所の概況です。収容所は爆撃されないしは砲撃対象地域外に位置していなければなりません。別の場所を示しているのではないと我々が疑いたくなるような場合がしばしばでした。というのは、収容所が軍事目標に極めて近接していたからです。

収容所が設置されるべき場所は、公衆衛生上、問題のない地区であらねばなりません。伝染病、マラリヤがあってはならないのです。鉱山坑内で労働している捕虜らが本物の未成年者ではないかという点に注意を払わねばなりません。実際のところ、「捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約」では、いかなる捕虜であれ、身体的に不適合とされる労働に使役してはな

らない、と規定されています。ところで、鉱山坑内における労働に関し、もともと他の職種にあった捕虜は、十分な訓練を経ていないし、未成年労働者の辛抱強さにも欠けています。

収容所内設備は、収容所がどのような場所にあるかという外面的な位置づけと同様に重要です。兵舎、居住区、事務室は、全般的に、隈なく視察しておくべきです。その際に、確認しておくべきことは次の点です。すなわち、各部屋の通気量がそこに居住している捕虜数に照らして十分であるかどうか、各部屋の暖房は十分であるかどうか、各部屋の照度は読書をするためには十分であるかどうか、です。

捕虜らには1人あたり毛布2枚が支給されます。更に、彼らには共に良質の下着と制服一式が与えられねばなりません。捕虜らを労働に使役する収容所当局は、必要となる場合、特に鉱山坑内での労働には、作業着を捕虜らに支給せねばなりません。

当代表は衛生施設を視察しました。特にシャワー、浴場等々です。その際に、(蚤、虱などの)害虫が発生していないかを照会すべきこと、かつ、害虫駆除のための諸手段が捕虜収容所当局の管理下にあるかを検分すべきことも、申すまでもありません。

最も肝要な点は、捕虜らの糧食です。同様に、重要なのは、厨房の査察であり、それらの厨房で調理される食事の品質管理です。この査察と管理とは入念に為されねばなりません。「捕虜の待遇に関する1929年の条約」が「捕虜の定糧は其の量及質に於て補充部隊のものと同ーたるべし」と規定していますように、当代表が留意したのは、捕虜らが、食事に関し、本来うけるべきところの量を支給されているかということです。もしも、それらの分量がカロリー数およびビタミングラム数で表示され得るならば、これらの数量は総ての交戦当時諸国において同一では在り得ないでしょう。なぜならば、食糧事情は地方によって異なっているからです。ここで、当代表が信任者らへの説明に骨折していることの一つとして、次のことがあります。それは、捕虜らの食事は収容所監視らよりもよくもなければ悪くもないということ、当代表は彼ら信任者らに納得させねばなら

ないということです。

しかしながら、もしも、捕虜らの糧食が抑留国側の負担となっても、出身国側の政府、赤十字、私人らが、「常態の改善」を目的として、日用品小包を（捕虜らに）搬送してくることを排除するものではありません。これらの小包は、ほぼ総ての国において「規格化され」ており、各国赤十字社から搬送されています。ICRC 代表の主要業務の一つは、最も離れた労働分遣所および最も孤立した病院に、これらの小包が確かに到着していることを確認することなのです。

収容所内における医務室および衛生要員の如何もまた（視察時において）特別な注意を払うべき対象です。この点につき、代表団の中に医師を含めておくべきことが非常に適切であると私は考えています。可能な限りその都度、ICRC は「代表視察団」を編成する際に、医師有資格者とそうでない者とを配すべきです。まず、医師は、医務室内の医薬品を検分します。次に、医師は、収容所医務室を託されている捕虜医師に、疾病者に対して施されている治療について、照会します。更に、医師は、捕虜患者らの症状をも検分します。すなわち、伝染病患者がいないかどうかです。壊血病ないしはペラグラがそうであるように、欠乏に由来する疾病が発症していないか、ということをも検分します。こうした疾病は、捕虜らに支給されている食事に欠陥があることにより発症し得るものだからです。最後に、代表が検分するのは、重傷者あるいは重症者が混合医療委員会による視察を受けたかどうかです。なぜならば、「捕虜の待遇に関する 1929 年のジュネーブ条約」は「戦闘から外された者あるいは武器を所持していない者のうちでも、重傷者あるいは重症者を本国送還すべきこと」について規定しているからです。これらの重傷ないしは重症状態にある捕虜らは、以下のような混合医療委員会による視察を受ける権利を有しています。すなわち、中立国に属する医師 1 名と、抑留国側が任命した医師 1 名、すなわち計 2 名の医師から成る委員会です。この混合医療委員会が、これら捕虜らのうち、本国送還し得べき者を指名するのです。

更に、当代表が確認すべきこととして、棒給が将校らに支給されているか

否か、労働に服した捕虜らに定期的に給与が支給されているか、という点があります。周知のごとく、捕虜に課せられている労働諸条件は、捕獲国側民間人労働者のものと同一でなくてはなりません。保険および保護に関する法律、労働時間についても同様です。

そのうえ、酒保について申しておきます。ここで、捕虜らは飲物、煙草、雑貨を購入することができます。この酒保は総ての物品の販売価格と同様に管理されています。というのは、収益は捕虜らの厚生福祉のために使われるからです。

最後に、当代表が要望することとしては、捕虜らが毎週宗教上の祭式に出席できるように便宜を図るべきことです。そうすることにより、捕虜らは捕虜中の聖職者らあるいは外部からの他者と接触し、かつ、自らの母語で祭式が執り行われることを確認できる機会となるからです。

娯楽として、体操、散歩、読書の機会が捕虜らに与えられるべきです。この点について、以下の点を指摘しておくことが重要です。すなわち、捕虜中央局の知的救恤課では、既に 420,000 冊以上の書籍を送付し、様々な収容所で図書館を開設させることに充てた、ということです。この結果、捕虜らは自主授業を実施することができます。それらの授業には、顕著なものがあり、これにより、捕虜らはその精神を陶冶することができ、大学レベル等々の学習を継続させることができるのです。

文通もまた、際立って重要な点です。もし文通が確立しているとしても迅速さを欠いているのであれば、少なくともできるだけ定期的に為されるべきです。顕著なこととしては、ドイツに抑留されている豪州兵らないしはカナダに抑留されているドイツ兵らは、2 ないしは 3 ヶ月間待ったのち、それぞれの故国に残した留守家族からの通信を受信しているということです。書簡配信に要した遅延は、慎重に確認せねばなりません。その上で、必要な場合には、苦情が寄せられている遅延状況についての補償措置が講ぜられるべきでしょう。このような次第で、我々 ICRC 代表らは、中立国を介し、2 大国間での航空便を開設しました。これにより、捕虜らとその故国の留守家族との間の通信のやりとりを早めることができました。

規律問題が収容所視察の際に考慮されています。当代表が切に望んでいることは、以下の点です。すなわち、捕虜の諸権利が保障されること、そして、「捕虜の待遇に関する 1929 年のジュネーヴ条約」により捕虜に保障されている保護が、規律を理由に奪われてはならないことです。実際のところ、万が一、捕虜が厳しい規律で制裁を受けている場合であっても、文通の機会を奪うことは、(この条約により) 厳然として禁じられています。

視察終了時がおそらくは最も重大な瞬間でしょう。実にこの時にこそ、ICRC 代表が、捕虜側の代表者と一対一で自由対話をするようになるのです。捕虜側代表者が「収容所信任者」と称されているのはもっともなことです。一般的に、この自由対話は、「収容所信任者」の兵舎で実施されます。すなわち、当該信任者が様々な要請事項を ICRC 代表に申入れる際に、いかなる立会人であれ収容所職員であれ、当該信任者に気詰まりを感じさせることがあってはならないのです。

捕虜ら自身から任命されたこれら信任者は、それゆえに、いかなる影響を受けることなく、同胞らの利害を忠実に守ることができます。ICRC 代表は、必要な時間総てを費やして、これら信任者らからの苦情や陳情を辛抱強く聴取します。しかし、ICRC 代表は、信任者らに間違った願望を抱かせないように、かつ、彼らが収容所所長に過度の権利主張をさせないように、注意せねばなりません。ただし、ICRC 代表は毅然とした態度を見せねばなりませんし、その報告書の中では、自らが観察したことをありのままに記さねばなりません。

そうしますと、おそらく、これらの ICRC 代表報告が何になるのか、1929 年のジュネーヴ諸条約を尊重しかつ適用することを目的として、ICRC 代表はいかに動いているのか、について疑問が出されることでしょう。この点に関して想起すべきは、戦闘員らの利害を保護することを任務とした、利益保護国側代表もまた収容所を視察するということです。一般的に、彼ら利益保護国側代表こそが、1929 年のジュネーヴ諸条約の法的適用に気を配り、この点につき、捕虜の待遇に関する外交覚書を交付するのです。ただし、この役目は ICRC によっても担うことが可能です。特

に、捕虜の出身国が利益保護国を有していない場合、その場合にあたり
ます。

これまでの私自身の捕虜収容所視察の経験からでは、ICRC 代表は、信
任者との面談後できるだけ早いうちに、収容所長と新たに面談すべきです。
私がいいますに、これこそ、ICRC 代表が為すべき有効な手立てです。実
際、この面談により、収容所長に多くの誤解があることを時として指摘で
きるのです。その後の収容所視察の際に、ICRC 代表は、そのような誤解
が解消していることを確認しています。しかし、もしも、以上のような期
待に反して、収容所所長が ICRC 代表の所見を聴こうとしない場合には、
捕虜情報局における当該所長の上官らに上申するという手段が、なおも残っ
ています。その際に、ICRC 代表は、口頭であるいは覚書の形で、憂慮し
ている事実が解消されることを望む旨を述べることにより、自らの所見を
表明するのです。ICRC 代表による 申立が早くも受け入れられた際、大
抵の場合、1 ないしは 2 週間後に、ICRC 代表部首席代表は当該捕虜情報
局から、「貴代表の御所見は傾聴に値する」などと述べた覚書を受領する
こととなります。その覚書について、確認を目的とした後日の視察の際に、
首席代表が「実際に検分した上で」確認することができるはずで、最後
に、以上のことにつき、可及的速やかに、ICRC 代表は、自分が実施した
視察に関する最終報告書を、在ジュネーヴ ICRC 本部に送ることになり
ます。

もしも、この報告書において、ICRC 代表ないしは代表部首席代表が要
請した改善事項について成果を得られなかったと表明している場合には、
ICRC 本部は関係諸当局に対して必要な措置を取ることとなります。すな
わち、当該報告書の重要箇所を抑留国および捕虜の出身国に転送するの
です。このようにして、いずれの交戦国側も敵国内における自国居留民、自
国捕虜の待遇について精確に情報を受けているのです。

次の点を付け加えておくべきでしょう。すなわち、ICRC 代表はいかな
る条約、いかなる指示、いかなる助言にも頼ることができない状況に置か
れているということです。そこで、彼が為すべきこととしては、自らの内

心にだけ根ざした結論を自ら見つけ出すということなのです。ICRC 代表が拠って立つべきものは、自らの判断、経験、要するに、自らの赤十字精神です。こうした状況は特に内戦の場合に顕著です。そして私のもとにある数多くの事例に徴しても、ICRC が 1 名ないし数十名の人名を救うために介入してきた際に依拠した原則とは、次のことです。すなわち、被害者がいる場合には、赤十字代表者は彼らを救援する権利がある、ということです。一体、誰が、宣教師に対して、一切を奪われていた人に対して人道活動を為すことを禁じるのでしょうか？これら ICRC 代表に信任を与えた当局は、交戦相手国内において、同様の人道活動が自国捕虜のために為されることを十分に承知しています（後略。括弧内、下線部は引用者）⁽³⁶⁾。

ここには、講演者自身の 7 年 6 ヶ月間の経験をもとに、ICRC 代表が捕虜収容所、民間人抑留所の視察にあたり、留意すべき実務的提言が多々含まれている。特に、(1) 視察団には医師資格者が含まれるべきこと、(2) 立会人抜きでの自由対話、(3) 現場において人道主義の立場から柔軟に判断すべきこと、がそうである。

(1) については、医師資格者の方が、そうでない者よりも、収容されている捕虜の健康状態を容易に把握することができるからである⁽³⁷⁾。特に、収容所側が医療厚生面で偽装をしているときに、医師資格者は、その専門的知見により偽装を見破ることができるからである。

(2) について、収容所当局者が立会っていると、収容されている捕虜または抑留者は、視察に訪れた ICRC 代表に、所内の待遇について率直に話をすることができない。なぜならば、ICRC 代表が退去後に、収容所当局側からの報復を受けるのではないかと、捕虜または抑留者は恐れるからである。その意味で、立会人抜きでの自由対話は、所内の待遇状態を正確に把握するために、必要な措置である。ところで、立会人がいないために、軍事機密が ICRC 代表を介して外部に漏れるのではないかと、軍当局は恐れるものである。しかし、捕虜または抑留者は外部から遮断されているために、そもそも彼らが軍事機密を入手すること自体が不可能である⁽³⁸⁾。ちなみに、第 1 次世界大戦中、対独戦中

の日本では、当時の俘虜取扱規則俘虜取扱規則（大正3年9月21日陸達第32号）の第10条「俘虜二面会ヲ許ス場合ニ於テハ其ノ面会ノ場所、時間等二關シ取締上相当ノ制限ヲ為シ且監視者ヲシテ之ニ立会ハシムヘシ」と規定していた。しかし、当時のICRC駐日代表パラヴィチーニが、日本国内のドイツ兵捕虜収容所を視察する際、日本側は、国際慣行に倣い、立会人抜き自由対話を、許容している。その後、立会人抜き自由対話は、「俘虜ノ待遇ニ關スル1929年7月27日ノジュネーヴ条約」第86条で規定された。ところが、当時の陸海軍部が強く反対したため、日本政府はこの条約に調印こそすれ、批准しなかった⁽³⁹⁾。その結果、第2次世界大戦中の日本軍権内でのICRC駐日代表による捕虜収容所視察が無効化してしまった⁽⁴⁰⁾。

(3) について、「被害者がいる場合には、赤十字代表者は彼らを救援する権利がある」という信念からすると、ジュネーヴ条約上の明文の規定がなくとも、いずれの交戦当時国側であれ、また戦闘員、非戦闘員の区別なく、ICRC代表は被害者を救援する義務があるということになる。のちに、1945年8月、ICRC駐日代表部首席代表として来日したときのジュノーの本来の任務は、日本権内に抑留されている連合国軍捕虜および連合国国籍民間人への救恤活動であった。これを離れて、ジュノーは、連合国軍最高司令部に働きかけ、被爆後の広島へ医薬品15トンを空輸させた⁽⁴¹⁾。その背景には、この信念がジュノーの念頭にあったからにほかならない⁽⁴²⁾。

6. おわりに

以上、日本国内所蔵史料をもとに、冒頭に掲げた3点について論じてきた。すなわち、第1に、第2次世界大戦前であって、既にマルセル・ジュノー博士の名とその活動とが、日本政府そして日赤本社幹部らの知るところとなっていた。第2に、スペイン内乱時の博士の活動を通じて、内乱時においてICRCは当該国へ人道介入できるという国際人道法上の重大な転換が、この時に日本へ伝わっていた。しかし、当時の日本政府、日赤首脳部は、事態を静観していた。第3には、エチオピア戦争から第2次世界大戦初期に至るまでの7年6ヶ

月間の ICRC 代表としての長い経験があったからこそ、「被害者がいる場合には、赤十字代表者は彼らを救援する権利がある」との立場から、博士は、被爆後の広島へ組織的な救恤活動を実施することができた。

筆者は、これまでにジュノーの前任者として ICRC 駐日代表部首席代表をつとめたフリッツ・パラヴィチーニについて、研究をした。今後は、本稿での考察をも前提に、パラヴィチーニからジュノーを経、1947 年に到るまでの ICRC 駐日代表らと、彼らを支えた日本・スイス両国協力者らをも含め、彼らの包括的な活動史をまとめることを構想している。

[付記]

本稿で引用した日赤旧文書のうち、「調外二六五号」、「調外二六七号」の翻刻について、榎居孝氏（日赤本社参与）、上野史朗氏（名城大学講師）に御助力を仰いだ。ここに記して厚く御礼申上げる（2012 年 11 月 2 日）。

注

- (1) ブノワ・ジュノー著大川四郎訳「マルセル・ジュノー——一人の『第三の兵士』として」、愛知大学法経論集第 166 号、2004 年 12 月、pp. 59-97.
- (2) Cf., Marcel JUNOD, *Le Troisième combattant - De l'Yperitte en Abyssinie à la bombe atomique d'Hiroshima*, Payot 1947. 邦訳では、丸山幹正訳『ドクター・ジュノーの戦い——エチオピアの毒ガスからヒロシマの原爆まで』（勤草書房、1981 年）がある。
- (3) 本稿に先立ち、同趣旨の内容を、筆者は、第 23 回ジュノー記念祭（広島県医師会と日本赤十字社広島県支部の共催により、2012 年 6 月 17 日 10:00 - 12:00 時に、広島平和記念公園ジュノー記念碑前で開催）にて、特別報告として発表した。当日の報告原稿は 2012 年（平成 24 年）7 月 5 日付「広島県医師会速報」（通巻第 2160 号）、pp. 35-36 に掲載されている（http://www.hiroshima.med.or.jp/isshi/docs/0705/2160_027.pdf、2012 年 8 月 30 日参照）。これをもととした本稿をまとめることにつき、柳田実郎医師（広島県医師会常任理事）の御諒承を得た。ここに記して、御礼申上げる。
- (4) その概要と詳細な簿冊リストについては、河合利修編『赤十字人道史料による人道活動の展開に関する研究報告書』（日本赤十字豊田看護大学、2007 年 3 月）にま

- とめられている。Cf., Toshinobu Kawai, "The Archives of the Japanese Red Cross Society from 1877 to 1945", 人道研究ジャーナル, 創刊号, vol. 1, 2012年3月, (日本赤十字学園内) 日本赤十字国際人道研究センター, pp. 149-152.
- (5) 黒沢文貴・河合利修共編『日本赤十字社と人道援助』(東京大学出版会, 2009年)。
- (6) 大川四郎「研究ノート 第1次世界大戦中の名古屋捕虜収容所における救護活動について——赤十字国際委員会駐日代表フリッツ・パラヴィチーニ報告をもとにして——」, 愛知大学法経論集第169号, 2005年12月, pp. 135-162. 同「赤十字国際委員会駐日代表部首席代表フリッツ・パラヴィチーニ博士(1874-1944)とそのスイス人協力者達——第2次世界大戦中の日本における彼らの人道活動について」(ロジャー・モッティエ二編『Switzerland and Japan - Partnership in challenging Times (Swiss - Japanese Chamber of Commerce 25th Anniversary Yearbook 2010/スイスと日本——課題を抱えた現代のパートナーシップ (スイス-日本商工会議所創立25周年記念年鑑2010』, Schwabe AG, Basel (Switzerland), 2010, pp. 103-116 (英文要約), 117-132 (日本語本文).). 同編訳『欧米人捕虜と赤十字活動——パラヴィチーニ博士の復権』, 論創社, 2005年。
- (7) 博物館明治村所蔵, 日本赤十字豊田看護大学保管, ID1951/旧番号4300。以下, 簿冊「エチオピア関係」と略。
- (8) 博物館明治村所蔵, 日本赤十字豊田看護大学保管, ID1232/旧番号4561。以下, 簿冊「西班牙内乱」と略。
- (9) 「『赤十字情報プラザ』について - 運営と図書・史料等の収蔵状況 - 」, 人道研究ジャーナル, 創刊号, vol. 1, 2012年3月, pp. 153-154. もっとも, 筆者が実際に確認したかぎりでは, 1944年度の後半期の号が欠けている。おそらく, 第2次世界大戦中の混乱が原因であろう。このため, 筆者は, 東北大学附属図書館医学分館で該当号を閲覧した経験がある。
- (10) この講演録が収録されている「赤十字国際雑誌」第292号(1943年)が, 発刊当時, 日赤本社に届いていただろうか。この点に関し, 日赤の歴史に詳しい梶居孝氏(日赤本社参与)に照会したところ, 次のような趣旨の回答をいただいた(2012年9月3日付)。すなわち, 1995年当時, 1943-1946年の同誌バックナンバーが日赤本社に所蔵されていないことに気づき, ICRC 図書館職員レイナル氏を経由して, それらの欠号を私的に入手し, 日赤本社赤十字情報プラザに寄贈したとのことである。したがって, 第292号に収録されているジュノー講演録は, 戦時中の日赤首脳部には伝わっていなかったようである。なお, 東北大学附属図書館医学分館には, 1951年(昭和26年)5月1日付受入で, 第292号(1943年)をも含めた戦時中の「赤十字国際雑誌」バックナンバーが保管されている。この点については, 東北大学附属図書館医学分館運用係坂本香代様に御教示いただいた(2012年10月1日付)。

ここに記して、御礼申上げる。

- (1) イタリアとエチオピアとの間には、戦争が2度起きている。すなわち、第1次エチオピア戦争(1895 - 1896)と第2次エチオピア戦争(1935 - 1936)である(臼杵陽「エチオピア戦争」、西川正純他編『角川世界史辞典』、角川書店、2001年、pp. 135-136)。したがって、厳密には、「第2次エチオピア戦争」と記述すべきであろう。また、「第2次イタリア エチオピア戦争」という表記方法もある(世界史小辞典編纂委員会編『山川世界史小辞典』、山川出版社、2004年、p. 57)。しかし、本稿では、アンドレ・デュラン著『ICRC 史 第2巻 サライエボからヒロシマへ』(André DURAND, Histoire du Comité international de la Croix-Rouge vol.2 - De Sarajevo à Hiroshima, Institut Henry-Dunant, Genève, 1978)に倣い、便宜上、「エチオピア戦争」で表記を統一することにした。
- (2) "MM. Sidney H. Brown, membre du secrétariat du Comité international de la Croix-Rouge et le Dr Marcel Junod, chirurgien, délégués par le Comité international de la Croix-Rouge auprès de la Croix-Rouge éthiopienne, partiront pour Addis-Abeba dans une huitaine jours. Ils comptent s'embarquer à Marseille le 24 courant sur le Chantilly qui doit arriver à Djibouti le 3 novembre. La Mission du Comité international de la Croix-Rouge est à la disposition des Sociétés nationales de la Croix-Rouge qui seraient désireuses de lui confier leurs dons pour la Croix-Rouge éthiopienne. Toutefois le Comité international se réserve de modifier l'itinéraire et le mode de transport de sa mission suivant les circonstances et au besoin de recourir à l'avion ce qui réduirait les possibilités d'emporter du matériel sanitaire. Le Comité international de la Croix-Rouge se tiendra en contact télégraphique avec les Sociétés nationales qui voudraient recourir aux bons offices de sa mission." (Cf., Renseignements No. 2 annexés à la 320^{me} circulaire du Comité international de la Croix-Rouge en date du 14 octobre 1935, p. 1. 下線部は原文のまま。簿冊「エチオピア関係」所収)。
- (3) "M. Sidney H. Brown, membre du secrétariat du Comité international de la Croix-Rouge et M. le Dr Marcel Junod, chirurgien, tous deux citoyens suisses, ont quitté Genève le 23 octobre et se sont embarqués le 24 octobre à Marseille sur le "Chantilly" de la Compagnie des Messageries Maritimes. Ils doivent arriver à Djibouti le 3 novembre; ils se retrouveront sur le "Chantilly" avec le Dr Hylander, médecin-chef de la mission de la Croix-Rouge suédoise, qui devance sa mission de quelques jours.

MM. Brown et Junod ont emporté avec eux de Genève, 32 caisses de médicaments et de matériel sanitaire, don de la Croix-Rouge suisse, comprenant entre

autres 6,000 paquets de pansements individuels et: morphine, quinine, coramine, teinture d'iode, émetin, chloroforme, etc. Cet approvisionnement a été complété à Marseille même par les achats du Dr Marcel Junod, pour tenir compte de la demande du Dr Lambie, du 23 octobre, soit catgut^{sic}, gants, aiguilles, seringues, etc." (Cf., Feuille de Renseignement No. 3 en date du 25 octobre 1935 du Comité international de la Croix-Rouge, p. 2. 簿冊「エチオピア関係」所収。Cf., Revue internationale de la Croix-Rouge-Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge, N° 202, octobre 1935, Genève, pp. 779-780)

- (14) ブノワ・ジュノー著大川四郎訳「マルセル・ジュノー —— 一人の『第三の兵士』として」, p. 64. 丸山幹正訳『ドクター・ジュノーの戦い —— エチオピアの毒ガスからヒロシマの原爆まで』, pp. 3-7. Cf., Marcel JUNOD, *Le Troisième combattant - De l'ypérite en Abyssinie à la bombe atomique d'Hiroshima*, pp. 13-16.
- (15) Cf., Andre DURAND, *Histoire du Comité international de la Croix-Rouge vol. 2 - De Sarajevo à Hiroshima*, Institut Henry-Dunant, Genève, 1978, pp. 246.
- (16) 簿冊「調外第八〇」のうち、「調外」とは、調査部外事課の略であろう。
- (17) 本文中の句読点は引用者。簿冊「エチオピア関係」所収。
- (18) 戦前、民法上の社団法人（日本赤十字社定款第1条、明治43年7月改正、大正元年12月一部改正）として組織された日本赤十字社は、日本赤十字社条例（明治34年12月勅令第223号、明治43年5月改正勅令第228号）第1条に「日本赤十字社八救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸軍大臣、海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸、海軍ノ戦時衛生勤務ヲ幫助ス」と規定されているように、主務官庁である陸海軍省の監督を受け、「国家ノ公務」として「赤十字ノ事業」を行うこととなっていた（落合泰蔵監修吉安延太郎編『日本赤十字社史続稿（自明治41年至大正11年）上巻』, 昭和4年（1929年）, 日本赤十字社, pp. 606-607. 日本赤十字社定款（明治43年7月改正、大正元年12月一部改正）では、「第8条 本社ハ戦時傷者、病者ヲ救護スルヲ目的トス。前項主タル目的ノ外、必要ノ場合ニ於テ傷者、病者ヲ救護シ又ハ救助金ヲ募集スルコトアルヘシ」と規定している）。
- (19) 本文中の句読点は引用者。簿冊「エチオピア関係」所収。
- (20) " Tokio, le 21 avril 1936

Monsieur le Président,

Nous avons reçu votre circulaire No. 384 en date du 10 février 1936 et nous vous en remercions infiniment.

Toute les Croix-Rouges sœurs reconnaissent et apprécient profondément les efforts faits pour elles par le Comité international depuis le commencement de l'incident Italo-éthiopien, elles admirent surtout les travaux entrepris par vos

envoyés en Ethiopie Messieurs S. Brown et Marcel Junod dont le dévouement était pourtant d'ores et déjà universellement reconnu.

Pour alléger tant soit peu les charges exigées par la mission les télégrammes et autres frais, et dans l'intention de prendre une part si minime soit elle de vos dépenses, nous vous envoyons ci-inclus un chèque de 2000 yen sur la Yokohama Specie Bank No. 1146 que nous vous prions d'accepter en marque de reconnaissance.

Je saisis cette occasion pour vous renouveler, Monsieur le Président, l'assurance de ma profonde admiration pour vos grands travaux et l'expression de ma haute considération.

Prince I. Tokugawa
Président de la
Société de la Croix-
Rouge du Japon"

(簿冊「エチオピア関係」所収)。

①) Cf., DURAND, op. cit, pp. 247-259.

②) "Ces derniers jours, plusieurs Sociétés nationales se sont adressées au Comité international de la Croix-Rouge pour lui demander quelle attitude il conviendrait qu'elles observent en présence des douloureux événements d'Espagne. Certaines d'entre elles ont désiré, de plus, connaître les intentions du Comité international de la Croix-Rouge dans les circonstances présentes.

Tout d'abord, le Comité international croit devoir rappeler à l'attention des Sociétés nationales la résolution XIV adoptée par la X^e Conférence internationale de la Croix-Rouge, en 1921, et dont copie se trouve annexée à la présente circulaire." (Cf., Trois cent vingt-neuvième circulaire du CICR aux Comités centraux en date du 21 août 1936, p. 1. Cf., Revue internationale de la Croix-Rouge, t. LXVII, N° 409, septembre 1936, Genève, p. 749. 簿冊「西班牙内乱」所収。)

③) " XIV. - GUERRE CIVILE.

Principes généraux.

« I. La Croix-Rouge, qui est au-dessus de toutes compétitions politiques, sociales, de confessions, de races, de classes et de nations, affirme son droit et son devoir d'action secourable en cas de guerre civile, de troubles sociaux et révolutionnaires.

« La Croix-Rouge reconnaît que toutes les victimes de la guerre civile ou des

troubles susdits, sans aucune exception, ont droit à être secourues, conformément aux principes généraux de la Croix-Rouge.

« II. Dans chaque pays où la guerre civile éclate, c'est la Société nationale de la Croix-Rouge de ce pays qui a en premier lieu le devoir de faire face de la manière la plus complète aux besoins de secours de ces victimes, et à cet effet il est indispensable que cette Société soit laissée libre d'agir en toute impartialité au bénéfice de toutes les victimes.

« III. Dans le cas où la Croix-Rouge nationale ne peut, de son propre aveu, faire face toute seule à tous les besoins de secours, il y a lieu pour elle d'envisager de faire appel au secours des Croix-Rouges étrangères, conformément aux principes généraux suivants:

« a) Les demandes de secours étrangers ne peuvent venir de l'un ou de l'autre des partis en lutte, mais seulement de la Société nationale de la Croix-Rouge du pays ravagé par la guerre civile, et les demandes doivent être adressées par elle au Comité international de la Croix-Rouge.

« b) Le Comité international de la Croix-Rouge, s'étant alors assuré de l'assentiment du gouvernement du pays où sévit la guerre civile, organise l'œuvre de secours en faisant appel aux organisations de secours étrangères.

« Si le gouvernement en question refuse son assentiment, le Comité international de la Croix-Rouge fait un exposé public des faits, appuyé sur les documents y relatifs.

Cas exceptionnels.

« I. Lorsque, par la dissolution d'une Société nationale de la Croix-Rouge, ou par l'impuissance ou la mauvaise volonté de cette Société qui ne demande pas un secours étranger ou n'accepte pas l'offre de ce secours venue par l'intermédiaire du Comité international de la Croix-Rouge, les souffrances non soulagées, causées par la guerre civile, nécessitent impérieusement une action d'assistance, le Comité international de la Croix-Rouge aura la faculté et le devoir d'insister ou de déléguer une Société nationale de la Croix-Rouge pour insister auprès des autorités du pays en cause afin que le secours nécessaire soit accepté et puisse être distribué en toute liberté. Si les autorités du pays refusent de laisser s'opérer cette intervention secourable, le Comité international de la Croix-Rouge fait un exposé public des faits, appuyé sur les documents y relatifs.

« II. Dans le cas où tout gouvernement et toute Croix-Rouge nationale seraient dissous dans un pays où sévit la guerre civile, le Comité international de la Croix-

Rouge aura tout pouvoir de s'efforcer d'organiser l'œuvre de secours dans ce pays, pour autant que les circonstances le permettront.

Résolutions.

« 1. La X^e Conférence internationale de la Croix-Rouge approuve les propositions ci-dessus et les recommande à l'étude de toutes les Sociétés nationales de la Croix-Rouge.

« 2. La Conférence émet le vœu que toutes les Sociétés de la Croix-Rouge, d'accord avec le Comité international de la Croix-Rouge, s'engagent à faire une propagande intense pour créer dans tous les pays une opinion publique éclairée, connaissant la pleine impartialité de la Croix-Rouge, et cela dans le but que la Croix-Rouge puisse jouir, dans le monde entier et dans toutes les occasions, sans aucune exception, de la confiance et de l'affection de tout le peuple, sans différence de partis, de confessions, de classes ou d'individus, condition indispensable pour que la Croix-Rouge puisse accomplir toute sa tâche et pour que soit obtenue la garantie la plus efficace contre toute violation des principes de la Croix-Rouge en cas de guerre civile.

« 3. La X^e Conférence internationale de la Croix-Rouge confie au Comité international de la Croix-Rouge le mandat d'intervenir dans l'œuvre de secours en cas de guerre civile, conformément aux dispositions ci-dessus.

« 4. La X^e Conférence, inspirée par l'expérience douloureuse faite par la Croix-Rouge dans tous les pays où sévit la guerre civile, attire l'attention de tous les peuples, de tous les gouvernements et de tous les partis politiques, nationaux ou autres, sur le fait que l'état de guerre civile ne peut justifier la violation du droit des gens, et que ce droit doit être sauvegardé à tout prix.

« 5. La X^e Conférence condamne le système des otages politiques, et insiste sur la non-responsabilité des familles et surtout des enfants pour les agissements des chefs et autres membres des familles.

« 6. La X^e Conférence déplore les souffrances sans bornes auxquelles sont parfois soumis les prisonniers et les internés dans les pays où sévit la guerre civile, et estime que les détenus politiques en temps de guerre civile doivent être considérés et traités selon les principes qui ont inspiré les rédacteurs de la Conventions de la Haye de 1907 » (Cf., Annexe à la Trois cent vingt-neuvième circulaire du CICR aux Comités centraux en date du 21 août 1936, pp. 3-4; Revue internationale de la Croix-Rouge, t. LXVII, N° 409, septembre 1936, Genève, pp. 751-753. 簿冊「西班牙内乱」所収。).

- ②4 Cf., François BUGNION, *Le Comité international de la Croix-Rouge et la protection des victimes de la guerre*, Comité international de la Croix-Rouge, 2^e édition, 2000, Genève, pp. 275-301. ジャン・ピクテ著井上忠男訳『国際人道法の発展と諸原則』, 日本赤十字社, 2000年, pp. 85-93. 井上忠男著『戦争と救済の文明史 赤十字と国際人道法のなりたち』, PHP新書, PHP研究所, 2003年, pp. 241-242.
- ②5 簿冊「西班牙内乱」所収。
- ②6 Cf., *Les Conventions de Genève du 12 Août 1949 Commentaire I La Convention de Genève pour l'amélioration du sort des blessés et des malades dans les forces armées en campagne*, publié sous la direction de Jean S. Pictet, Comité international de la Croix-Rouge, Genève, 1952, pp. 39-51. 藤田久一著『新版 国際人道法 [増補]』, 有信堂, 2000年, pp. 211-217.
- ②7 "Par ailleurs, vivement préoccupé d'obtenir dans le plus bref délai des informations précises, recueillies sur place, quant aux possibilités d'action humanitaire de la Croix-Rouge dans les événements actuels, le Comité international a résolu d'envoyer en Espagne, sans délai, le Dr Junod qui vient de terminer sa récente mission en Ethiopie." (Cf., *Trois cent vingt-neuvième circulaire du CICR aux Comités centraux en date du 21 août 1936*, p. 1. Cf., *Revue internationale de la Croix-Rouge*, t. LXVII, N° 409, septembre 1936, Genève, p. 750. 簿冊「西班牙内乱」所収。).

②8 " Genève, le 7 septembre 1936.
Villa Moynier, Rue de Lausanne
CR 212 MB
PAR AVION

Au Comité central de la Croix-Rouge
 Japonaise
 Shiba Park
T O K I O

Monsieur le Président et Messieurs,

Comme suite à notre circulaire No. 329, nous avons l'honneur de vous envoyer sous ce pli, à titre confidentiel, un rapport de notre délégué en Espagne, le Dr. Junod. Arrivé de Madrid le samedi 5 crt., le Dr. Junod repart aujourd'hui pour Burgos. Dès que nous aurons reçu du nouveau Gouvernement de Madrid confirmation de l'accord passé par le Dr. Junod avec le Gouvernement précédent, et dès que le Président de la Junte de Burgos aura accepté de son côté le même accord,

le Comité international lancera un appel à toutes les Sociétés nationales pour aider à l'œuvre humanitaire de l'un et de l'autre côtés. Sans attendre que ces conditions soient remplies, nous avons tenu, étant donné l'urgence, à mettre votre Société au courant de notre action et vous prions de nous faire savoir si et dans quelle mesure vous êtes prêts à vous associer à nos efforts. L'œuvre de secours à accomplir est énorme et seul le concours des Sociétés nationales permettra sa réalisation. Les délégués que nous envisageons d'envoyer à Madrid, Barcelone, Burgos et Séville devront y apporter des secours matériels importants à distribuer au nom des Sociétés nationales donatrices. Les listes dressées par la Croix-Rouge à Madrid et à Barcelone vous font connaître les besoins les plus urgents. Une liste analogue sera sans doute dressée de l'autre côté.

Nous vous serions très reconnaissants de nous faire connaître le plus tôt possible les intentions de votre Société. Voyez-vous la possibilité de lancer un appel en faveur de l'œuvre humanitaire en Espagne? Quelles sommes, quel matériel, quel personnel croyez-vous pouvoir, dès à présent, mettre à notre disposition sans attendre le résultat de cet appel éventuel.

Veillez agréer, Monsieur le Président et Messieurs, les assurances de notre haute considération.

(signature)

Dr. G. Patry, Vice-Président."

(簿冊「西班牙内乱」所収)。

- ②9 本文中の句読点は引用者。簿冊「西班牙内乱」所収。
- ③0 本文中の句読点は引用者。簿冊「西班牙内乱」所収。
- ③1 本文中の句読点は引用者。簿冊「西班牙内乱」所収。
- ③2 本文中の句読点は引用者。簿冊「西班牙内乱」所収。なお、この書類欄外には「永久保存」とスタンプ印が押してある。
- ③3 河合利修「第一次世界大戦と看護婦の海外派遣」(黒沢・河合共編前掲書, pp. 180-187)。
- ③4 Cf., Trois cent vingt-neuvième circulaire du CICR aux Comités centraux (Revue internationale de la Croix-Rouge, t. LXVII, N° 409, octobre 1936, Genève, pp. 749-753). Trois cent trentième circulaire aux Comités centraux (Revue internationale de la Croix-Rouge, t. LXVII, N° 409, septembre 1936, Genève, pp. 753-763.). Trois cent trente et unième circulaire aux Comités centraux (Revue internationale de la Croix-Rouge, t. LXVII, N° 410, octobre 1936, Genève, pp. 851-863.). 以上3点の通牒は、簿冊「西班牙内乱」所収。もっとも、ジュノー代表らの活動は必ずしも円

滑に進んだわけではない。業務を妨害しないとの申し合わせを両勢力から取り付けた後も、ICRCの人道活動は何度も中断を余儀なくされている。この点につき、ピエール・マルケスの研究がある (Cf., Pierre MARQUÉS, La Croix-Rouge pendant la Guerre d'Espagne (1936-1939) - Les Missionnaires de l'humanitaire, L'Harmattan, Paris, 2000)。筆者は目下、同書を翻訳中である。

③5 丸山訳前掲書, pp. 118-210. ブノワ・ジュノー著大川訳前掲書, pp. 67-69.

③6 "... En premier lieu, il se préoccupe de la situation générale du camp, qui doit être placé en dehors de zones pouvant être soumises à des bombardements. Il nous est arrivé plusieurs fois de demander qu'on donnât un autre emplacement à un camp que nous estimions trop proche d'un objectif militaire.

Le camp doit être situé dans une région salubre où il n'y a ni épidémies ni paludisme. Il faut veiller à ce que les prisonniers qui travaillent dans des mines soient bien des mineurs de profession; en effet, la Convention de Genève relative au traitement des prisonniers de guerre stipule qu'aucun prisonnier de guerre ne pourra être employé à des travaux auxquels il est physiquement inapte. Or, en ce qui concerne le travail dans les mines, les ouvriers d'une autre profession ne présentent pas les conditions d'entraînement suffisantes ni les caractères d'endurance des ouvriers mineurs.

L'aménagement intérieur du camp est aussi important que sa situation extérieure. Les baraques, les dortoirs, les locaux d'une manière générale doivent être visités à fond. Il faut vérifier si le volume d'air des chambres est suffisant par rapport au nombre de prisonniers qui y logent, si le chauffage en est satisfaisant et si la lumière est assez forte pour qu'ils puissent lire.

Les prisonniers doivent être pourvus de deux couvertures chacun: posséder des ensembles complets de sous-vêtements et des uniformes en bon état. Il faut que les Autorités qui font travailler les prisonniers leur fournissent des habits de travail quand cela est nécessaire, et notamment pour le travail effectué dans les mines.

Le délégué fera l'inspection des installations sanitaires, tout spécialement celle des douches, des bains, etc., sans négliger de s'enquérir s'il y a de la vermine et d'examiner les moyens mis à la disposition des Autorités du camp pour la combattre.

Le sujet le plus important, c'est l'alimentation des prisonniers de guerre. Aussi l'inspection des cuisines et le contrôle de la qualité de la nourriture qu'elles préparent doivent-ils être faits d'une façon minutieuse. Et, comme la Convention

relative au traitement des prisonniers de guerre de 1929 prévoit que la ration alimentaire des prisonniers sera équivalente à celle des troupes de dépôt, le délégué veillera à ce qu'ils touchent les quantités de nourriture qui leur sont dues; si celles-ci peuvent être représentées par un nombre de calories et de vitamines, elles ne sauraient être identiques dans tous les pays belligérants, car la situation alimentaire est variable d'une contrée à l'autre. Voilà encore une des choses que le délégué s'efforcera d'expliquer aux hommes de confiance; il leur fera comprendre aussi que les prisonniers ne peuvent manger ni mieux ni moins que leurs gardiens.

Cependant, si l'alimentation du prisonnier de guerre est à la charge de la Puissance détentrice, cela n'exclut pas l'idée que le pays d'origine: Gouvernement, Croix-Rouge ou particuliers ne puissent contribuer à envoyer des paquets de vivres pour l'«amélioration de l'ordinaire». Ces paquets, que l'on a «standardisés» dans presque tous les pays, sont envoyés par les Croix-Rouges nationales. Une des tâches principales des délégués du Comité international consistera à vérifier le bon arrivage des ces paquets jusque dans les détachements de travail les plus éloignés et dans les hôpitaux les plus isolés.

L'infirmerie et le personnel sanitaire dans le camp sont aussi l'objet d'une attention spéciale. A ce sujet, j'estime que la présence d'un médecin parmi les délégués est très indiquée. Chaque fois qu'il le peut, le Comité international forme des équipes de «délégués-visiteurs» en les composant d'un médecin et d'un délégué non-médecin. Le médecin contrôle le matériel de l'infirmerie; il s'informe auprès du médecin prisonnier chargé de l'infirmerie du camp des soins médicaux qui sont donnés aux malades; il s'enquiert aussi des affections dont les prisonniers sont atteints; y a-t-il des malades contagieuses, des épidémies? A-t-on constaté des maladies de carence, comme le scorbut ou la pellagre, qui pourraient indiquer une alimentation défectueuse des prisonniers de guerre? Enfin, les délégués demandent si les blessés ou les malades graves ont été visités par une Commission médicale mixte. Car la Convention de 1929 relative au traitement des prisonniers de guerre prévoit le rapatriement de ceux d'entre eux qui ont été mis hors de combat et ne peuvent plus porter les armes. Ces prisonniers ont le droit de demander à être visités par les Commissions médicales mixtes, formées de deux médecins appartenant à un pays neutre et d'un médecin désigné par la Puissance détentrice; ce sont ces commissions qui désigneront les hommes pouvant être rapatriés.

De plus, le délégué vérifie si la solde est distribuée aux officiers et si les prisonniers qui travaillent sont rémunérés avec régularité. Comme on le sait, les conditions de travail imposées aux prisonniers de guerre doivent être les mêmes que celles des ouvriers civils de l'État capteur: mêmes lois d'assurances et de protection, même temps de travail.

En outre, la cantine, où les prisonniers peuvent trouver des boissons, du tabac et quelques menus objets, est contrôlée, en même temps que les prix de vente de tous les articles, car les bénéfices qui peuvent en résulter doivent être utilisés au profit des prisonniers.

Enfin, le délégué exige que les prisonniers aient la possibilité d'assister chaque semaine à un service religieux. Ce sera pour lui l'occasion de s'entretenir avec les ecclésiastiques prisonniers ou avec d'autres qui viennent du dehors et de s'assurer que le culte se célèbre bien dans la langue maternelle des prisonniers de guerre.

Des distractions: exercices physiques, promenades et lectures doivent être assurés aux prisonniers de guerre. A ce propos, il importe de signaler que le Service des secours intellectuels de l'Agence centrale des prisonniers de guerre a déjà envoyé plus de 420.000 volumes pour constituer les bibliothèques des différents camps; les prisonniers de guerre peuvent ainsi organiser des classes d'études, dont les cours, parfois remarquables, leur permettent de développer leur esprit ou de poursuivre leurs études, universitaires ou autres.

La correspondance est, elle aussi, un point extrêmement important. Si elle ne peut s'établir avec une très grande rapidité, du moins doit-elle être aussi régulière que possible. Il est évident que les Australiens en Allemagne ou les Allemands au Canada attendent parfois deux ou trois mois avant de recevoir des nouvelles de leurs familles. Les délais dans les correspondances doivent être vérifiés avec soin afin d'apporter, le cas échéant, un remède aux lenteurs postales signalées. C'est ainsi que des délégués ont pu organiser par l'intermédiaire d'un pays neutre, un service par avion entre deux grands pays belligérants, afin d'accélérer les échanges de nouvelles entre les prisonniers et leurs familles.

Les questions de discipline sont prises en considération lors des visites de camps. Le délégué veille à ce que les droits du prisonnier soient sauvegardés et qu'il ne perde pas, en suite de mesures disciplinaires, le bénéfice de la protection que lui confère la Convention de Genève de 1929 relative au traitement des prisonniers de guerre. Il demeure interdit, en effet, de supprimer à un prisonnier sa correspondance, même s'il est puni des arrêts de rigueur.

La fin de la visite est peut-être le moment le plus important. C'est là, en effet, que se place l'entretien que le délégué du Comité international a, seul à seul, avec le chef des prisonniers, qu'on nomme, à juste titre, l'homme de confiance du camp. Cet entretien a lieu, en général, dans la baraque du chef des prisonniers du camp, c'est-à-dire sans qu'aucun témoin ni fonctionnaire puisse gêner le prisonnier au moment où il présente ses requêtes au délégué.

Nommés par les prisonniers eux-mêmes, ces hommes de confiance sont donc à même de défendre loyalement les intérêts de leurs camarades sans subir aucune influence. Le délégué consacre tout le temps nécessaire à écouter patiemment les plaintes et les doléances de ces hommes. Mais il veillera aussi à ne pas les leurrer de faux espoirs et à ne pas les inciter à faire valoir trop vivement leurs droits auprès du commandant du camp. Toutefois, le délégué doit montrer de la fermeté et transcrire fidèlement ses observations dans son rapport.

Vous me demanderez, sans doute, ce que deviennent ces rapports de délégués, comment le Comité international agit pour obtenir le respect et l'application des Conventions de Genève de 1929. Il convient de rappeler à ce propos que les représentants de la Puissance protectrice chargés des intérêts des belligérants visitent aussi les camps; c'est eux, en général, qui veillent à l'application juridique des Conventions et qui transmettent à ce sujet des notes diplomatiques concernant le sort des prisonniers de guerre; toutefois, ce rôle peut aussi être assumé par le Comité international de la Croix-Rouge et cela tout particulièrement quand il s'agit de prisonniers de guerre dont le pays n'a pas de Puissance protectrice.

De l'expérience que j'ai acquise au cours de mes visites de camps de prisonniers il résulte que le délégué du Comité international a le devoir de s'entrettenir à nouveau avec le commandant du camp aussitôt après s'être entretenu avec les hommes de confiance. C'est là, me semble-t-il, une action bienfaisante accomplie par le délégué du Comité international; en effet, cette conversation permet souvent d'éclairer le commandant sur une foule de malentendus, dont le délégué pourra constater la disparition lors d'une visite ultérieure. Mais si, contrairement à cette attente, le commandant du camp mettait quelque mauvaise volonté à écouter ses observations, il reste encore le moyen de s'adresser à ses supérieurs du Bureau central des prisonniers de guerre. Le délégué du Comité exposera alors ses observations ou verbalement ou dans une note écrite, tout en exprimant le souhait de voir disparaître les faits qui les ont motivés. Là encore, l'action du délégué ne tarde pas à se faire sentir, et fréquemment, au bout d'une à deux

semaines, le chef de la délégation du Comité international a le plaisir de recevoir une note du Bureau des prisonniers de guerre lui faisant savoir que les observations du délégué ont été prises en considération - ce qu'il sera à même de constater «du visu» lors des visites ultérieures de contrôle. Enfin, et ceci le plus rapidement possible, le délégué envoie au Comité international, à Genève, un rapport complet sur sa visite.

Si, dans ce rapport, le délégué ou le chef de la délégation s'avoue impuissant à obtenir les améliorations qu'il demande, le Comité international de la Croix-Rouge entreprend les démarches nécessaires auprès des Autorités compétentes, tout en transmettant l'essentiel du rapport à la Puissance qui détient les prisonniers de guerre et à celle dont ils sont originaires. De cette manière, chacun des belligérants est exactement renseigné sur le sort de ses ressortissants, prisonniers en pays ennemi.

Il convient d'ajouter qu'il est des situations où le délégué du Comité international ne peut s'appuyer sur aucune convention, sur aucune instruction, sur aucun conseil; il faut alors qu'il sache trouver en lui-même la décision qu'il ne devra qu'à sa seule inspiration. Il devra alors compter sur son jugement personnel, son expérience et, pour tout dire, sur son esprit de Croix-Rouge. Ces situations se présentent plus particulièrement dans les guerres civiles et j'aurais maints exemples à citer où le délégué du Comité international est intervenu pour sauver la vie d'une ou de plusieurs personnes, en vertu du principe que là où il y a des victimes le représentant de la Croix-Rouge a le droit de les secourir. Qui donc interdirait à un missionnaire d'accorder sa bienfaitante action à celui qui est privé de tout? Les Autorités qui ont à accrédi-ter ces délégués savent bien que dans le pays ennemi la même action bienfaitante a lieu en faveur des leurs. ..." (Cf., Marcel JUNOD, «La mission d'un délégué du Comité international de la Croix-Rouge», dans *Revue internationale de la Croix-Rouge - Bulletin international des Sociétés de la Croix-Rouge*, vingt-cinquième année, N°. 292, Avril 1943, pp. 269-274).

(37) Cf., Les Conventions de Genève du 12 Août 1949 Commentaire III La Convention de Genève relative au traitement des prisonniers de guerre, publié sous la direction de Jean S. Pictet, Comité international de la Croix-Rouge, Genève, 1958, p. 641.

(38) Cf., BUGNION, op. cit., p. 204, 220-221, 245 (nota 218), 677.

(39) 茶園義男編・解説 『大東亜戦争俘虜関係外交文書集成第1巻』, 不二出版, pp.

152-154。

- (40) 大川四郎・加藤順一・原禎嗣・上野史朗共編『太平洋戦争中の日本国内における欧米人捕虜の待遇に関する日本赤十字社文書の研究』、平成 18～19 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書、課題番号 18530015、2008 年 12 月、pp. 321-325。丸山訳前掲書、pp. 229-247。Cf., JUNOD, op. cit., pp. 221-228.
- (41) 丸山訳前掲書、pp. 263-275。ブノワ・ジュノー著大川訳前掲書、pp. 69-74。ジュノーが来日したのは 1945 年 8 月 9 日である。広島へ赴いたのは、同年 9 月 8 日である。長崎が被爆したことを、当時の彼は知っていたはずである。しかし、筆者が在ジュネーヴ ICRC 附属アーカイブ史料を隈なく閲覧した限りでは、同じ被爆地である長崎にジュノーは行ってないし、また救恤活動を組織した形跡がない。
- (42) もっとも、この信念はジュノー独自のものではない。エチオピア出発を直前にして、ジュネーヴ条約の規定を調べている彼に対し、同行することになったシドニー・ブラウンはこう述べている。「読書はそこそこしておく方がいいですよ」、「と言いますのはね、本もいいのですが、一人でジュネーヴから何千キロも離れた広野に出ると、支えになるのは、想像力だということです。赤十字の条文もあります、最も必要なのは……エスプリです」(下線部は引用者。丸山訳前掲書、p. 6。Cf., JUNOD, op. cit., p. 15)。ちなみに、ブラウンはチューリッヒ、ジュネーヴ、ベルン各大学法学部に学び、法律家としての学識を備えている (Cf., Caroline Moorehead, "Dunant's Dream - War, Switzerland and the History of the Red Cross", Carrol & Graf Publishers, Inc., New York, 1999, pp. 301-302)。更に、ICRC 委員長マックス・フーバーも、ジュノーに対して、次のように述べている。「あなた方は、我々の派遣員です。新しく組織されたアビシニア赤十字の要求を我々に報告して下さい。又一方で、我々は野戦病院の運搬や外国からの救援の申し出を受けています。あなた方は、これらすべてを組織しなければなりません。しかし留意してほしいことは、あなた方は調査官でもなければ裁判官でもなく、あなた方の行為はとりわけ次の原則に従わなければならないということです。即ち、捕虜犠牲者の苦痛を軽減するという原則です」(下線部は引用者。丸山訳前掲書、p. 6。Cf., JUNOD, op. cit., p. 16)。フーバーも老練な法律家であり、元常設国際司法裁判所判事であった (Cf., DURAND, op. cit., p. 148)。

「エスプリ」、あるいは「原則」とも表現されるこの信念の思想的淵源は、いわゆる人道主義 (ヒューマニズム) にあるとあってよいであろう (井上忠男「ヒューマニティとは何か - 東西思想に見る人道思想の系譜と共感の精神 -」(人道研究ジャーナル、創刊号、vol. 1、2012 年 3 月、pp. 106-114))。